

令和4年度 いずみおおつ若者会議（長期インターンシップ）実施要領

【趣旨】

泉大津市は、若い世代がまちづくりに興味を持ち、考え、積極的に意見を伝えられる機会を創出するとともに、次世代を担う人材育成を目的として、いずみおおつ若者会議（長期インターンシップ）を実施します。

【対象】

令和4年4月1日現在、大学（大学院、短期大学を含む）、高等専門学校及び専門学校に在学しており、次の各号に該当する人。

- (1) 将来、地域のために働きたい、貢献したいという志を持つ人
- (2) 自分のスキルをまちづくりに役立てたいと思っている人
- (3) 目標を持ち、責任を持って最後までやりきる意志を持っている人
- (4) 活動をとおして成長したいと考えている人

※市内外在住は問いません。

【募集人員】

15～20名程度

【申込方法、受付期間及び場所】

いずみおおつ若者会議の委員を希望する人は、申込書及び事前アンケート（別紙様式）を下記の(1)～(3)の方法にて提出してください。

- (1) インターネットでの受験申込み（市ホームページからの電子申請）

・受付期間：令和4年4月 5日（火）午前8時45分から

5月23日（月）午後5時15分まで

・提出書類：①いずみおおつ若者会議申込書（顔写真の添付あり）

②事前アンケート

※申込書及び事前アンケートはエクセル様式での提出を原則としますが、手書きを希望される方は、泉大津市ホームページから様式をダウンロードし、記入したものをPDF化してデータで提出してください。

電子申請については、別紙「電子申請について」をよく読んだうえで申込みを行ってください。

※申込書及び事前アンケートの様式は、下記の URL 又は QR コードからダウンロードしてください。

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/jinji/izumiotsuwakamonokaigi/1617073009582.html>



(2) 窓口での申込み

- ・受付期間：令和4年4月5日（火）から5月23日（月）まで（土、日、祝日は除く。）
午前8時45分～午後5時15分
- ・受付場所：泉大津市市長公室人事課（市役所4階）
- ・提出書類：①いずみおおつ若者会議申込書（顔写真の添付あり）
②事前アンケート

(3) 郵送による受験申込み

- ・受付期間：令和4年4月5日（火）から5月23日（月）まで ※5月23日（月）必着
- ・郵送先：〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 泉大津市市長公室人事課
- ・提出書類：①いずみおおつ若者会議申込書（顔写真の添付あり）
②事前アンケート

【委員の選考】

委員の選考に当たっては、提出された申込書及び面接によるものとし、選考結果は面接終了後速やかに通知します。

【面接の実施】

上記の(1)～(3)の方法にて申込書及び事前アンケート（別紙様式）を提出し、申込締切日（5月23日（月））から概ね1週間以内に申込者へ面接の詳細を別途通知します。
面接実施日は令和4年6月7日（火）または6月8日（水）を予定しております。

【活動内容】

若者の市政参画推進（選挙投票率の向上等）、泉大津市のプロモーション活動、公園を活用したまちづくり、港湾地域の賑わいづくり、いずみおおつ若者会議の運営など
※活動の詳細は、泉大津市ホームページやいずみおおつ若者会議専用 SNS（Instagram・Twitter）をご覧ください。

【委員の任期】

受入決定（令和4年6月末予定）から令和5年3月31日まで

【年間活動スケジュール】

- ・オリエンテーション（令和4年6月29日（水）午後6時～実施予定）
↓
- ・中間報告会（令和4年10月27日（木）午後6時～実施予定）
↓
- ・成果報告会（令和5年2月～3月実施予定）

※その他、グループ（部会）において不定期の活動があります。

【報酬等】

委員に対する賃金、市役所への通勤に係る通勤手当等は支給しません。

【保険への加入】

インターンシップ活動中における傷害事故または他人へケガを負わせた場合などを保障するため、個人で傷害保険および損害賠償保険へ加入していただく必要があります。

【委員の身分等】

(1) 委員の身分

学生の身分を保有したまま受け入れるものとします。市職員としての身分は付与しません。

(2) 服務の専念

委員は、本市職員の指示に従い、活動時間中は活動に専念しなければなりません。

(3) 信用失墜行為の禁止

委員は、本市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはなりません。

(4) 秘密保持

委員は、活動期間中に知り得た秘密事項について、その一切を漏らさない旨を記載した誓約書を提出するものとします。

委員が秘密事項を漏らした場合など、信義に反する行為があった時は、活動を中止します。

(5) 委員の災害補償

委員の活動期間中の労働基準法等に基づく災害補償については、市はその責任を負いません。各自の責任において保険等に加入するものとします。

【その他】

(1) 委員が未成年者の場合は、保護者の同意が必要です。

(2) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、活動を中止します。

【問い合わせ先】

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市 市長公室 人事課
電話 0725-33-1131 (内線 2442)

